

CONTENTS

● 一般社団法人音楽電子事業協会第7回通常総会報告	1
● 新任役員紹介	2
● 平成30年度役員名簿・組織図	3
● 平成30年度事業計画	4~5
● 製品安全・環境委員会報告	6~7
● AMEI会員名簿・楽器フェア2018告知	8

## 一般社団法人音楽電子事業協会第7回通常総会報告



伊藤 公保 新会長

平成30年5月10日、平成30年度第1回理事会・幹事会に引き続き、一般社団法人音楽電子事業協会第7回通常総会が午後4時半から東京飯田橋のホテルメトロポリタンエドモントにて開催されました。総会に先立ち、長谷川豊会長より、「本年1月、米アナハイムで開催されたNAMM SHOWにおいて、MIDI Capabilities Inquiry Presentationsを実施し、MIDIの将来への展開についてスピーチをしてきたが、今後も業界共通規格の普及拡大へ協力体制を築いてまいります。」との表明がありました。続いて、事務局から定足数（正会員28社に対し、出席15名、委任状12通）が発表され、総会の成立が報告されました。定款に基づき長谷川会長が議長となり、議事録署名人2名（河合楽器株式会社 箕輪 匡文 様、株式会社鈴木楽器製作所 鈴木周司 様）が選任され、議案審議に移りました。

1号議案「平成29年度事業報告承認の件」、2号議案「平成29年度収支決算承認の件、及び監査の報告」がそれぞれ審議・承認され、3号議案「平成30年度役員交代の件」では、現理事/監事及び幹事の2年間の任期が満了となり定款に基づき理事及び監事の選任を行った結果、再任理事5名、再任監事2名と新任理事として伊藤 公保様、岩瀬 広様、水谷 靖様、水野 滋様の4名が全員一致で承認されました。通常総会はこちらで一時休会し、この間に、会長、副会長、専務理事の選任、及び幹事構成員の選任を行う為、総会にて承認された理事による臨時理事会が別室で開催されました。15分の休会後、総会が再開され、臨時理事会の結果が岩瀬専務理事より報告され、新会長として伊藤 公保様の挨拶があり、新任専務理事水野 滋様、新任理事岩瀬 広様、水谷 靖様がそれぞれ紹介されました。次に伊藤新会長が議長となり、4号議案「平成30年度事業計画（案）審議決定の件」、5号議案「平成30年度収支予算（案）審議承認の件」がそれぞれ審議/承認され、最後に議長より議事進行についての協力を謝し、第7回通常総会は終了しました。

続いて午後6時から「通常総会懇親会」が開催され、主催者伊藤新会長の挨拶の後、ご来賓の経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課 課長補佐 小栗 和行様、文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室長 白鳥 綱重様からのご挨拶に続いて、一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事 世古 和博 様の乾杯のご発声により、賑やかに懇親会が始まりました。席上、今年度退任される長谷川会長、岩瀬専務理事、吉田常務理事、安藤理事の4名に伊藤新会長より記念品の贈呈が行われました。会はその後も和やかな談笑が続けられ、飛河 和生 監事による中締めの後、午後8時過ぎに散会いたしました。



経済産業省商務情報政策局  
コンテンツ産業課  
課長補佐 小栗 和行 様



飛河 和生 監事



一般社団法人  
日本音楽著作権協会  
常任理事 世古 和博 様



文化庁長官官房著作権課  
著作物流通推進室 室長  
白鳥 綱重 様

## 新会長挨拶

ヤマハ株式会社執行役員 楽器事業本部長 伊藤 公保

去る5月10日に開催されました一般社団法人音楽電子事業協会（以下、AMEI）第7回通常総会においてご承認頂き、長谷川豊前会長の後をお受けして第6代 AMEI 会長に就任いたしました。紙面をお借りして会員の皆様、経済産業省はじめ平素より当協会をご支援頂いている皆様にご挨拶申し上げます。

私自身、長らく楽器の仕事をしてまいりましたが、直接 AMEI の活動に関わらせて頂くのは今回が初めてとなります。会長職をお引き受けするにあたり、改めて当協会の重要性、事業の拡がりを強く意識しているところです。

私共を取り巻く社会環境、技術環境のグローバルな変化は一段と速度を早め、MIDI 誕生から 35 年を経て、次の 30 年を睨んだ新しいビジョンと更なる価値の創出が求められています。

長谷川前会長のリーダーシップの下、その第一歩として MIDI-CI 規格が提案され MIDI Manufacturers Association

(MMA) との連携も具体化しましたが、この規格をユーザーの皆様の価値に繋がるよう的確に発展させていく事が大切です。また環境配慮設計、エコデザインへの要求が高まる中、様々な規制に対する情報共有やガイドラインの整備を先手先手で進める事、更には知的財産の取扱いについても、近年の情報通信環境の進歩や AI 技術の活用によって楽曲・パフォーマンスの制作形態が多様化するなど、次々に生まれる新たな課題への対応が迫られています。

この様な当協会の活動は、世界中のより多くの皆様に安心して音・音楽を楽しんで頂く為に益々重要になっており、会員の皆様の英知を結集して取組む事により、業界の発展に繋げてゆきたいと考えています。微力ではございますが私も精一杯会長の職務を務めて参りたく存じます。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが就任のご挨拶とさせていただきます。



伊藤 公保

## 新任理事

カシオ計算機株式会社 開発本部

コンシューマ開発統轄部 第二開発部長 岩瀬 広

AMEI 会員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当協会の理事に就任させていただくことになりました。ここに謹んでご挨拶申し上げます。

弊社は 1980 年に電子楽器の分野に参入し、約 40 年が経過いたしました。その間、常に新たな音楽の楽しみ方を追求してまいりました。

思い起こせば、電子楽器はアナログからデジタル、MIDI をはじめとする通信、信号処理と様々なテクノロジーの変遷を経て変化し、現在もなお、変化の途上であると存じます。

今後も、新しい電子楽器の開発により、多くの方に音楽の楽しみをもたらす、新しい音楽文化の創造に貢献したいと考える所存です。

微力ではありますが、AMEI の活動を通して業界の発展、また音楽文化の発展に寄与していければと思っております。

会員の皆様のご支援、ご指導を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。



岩瀬 広

## 新任理事

株式会社エクシング 取締役 水谷 靖

AMEI 会員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、第7回通常総会におきまして、理事を務めさせていただくことになりましたので、ここに謹んでご挨拶申し上げます。

弊社は通信カラオケメーカーとして歌うことの喜びや楽しさを提供するという観点から電子音楽と深くかわり続け MIDI の制作や新たなコンテンツの創出、音源開発に努めて

まいりました。ネットワークをはじめとする様々な技術の進歩により弊社の提供するサービスも進化、多様化してまいりました。

今後も事業環境や技術、ライフスタイルのめまぐるしい変化に対応すべく取り組んでゆく次第でございます。

AMEI での活動を通して音楽産業の更なる発展に貢献するよう微力ながら尽力する所存でございますので、今後とも会員の皆様のご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。



水谷 靖

## 新任専務理事

一般社団法人音楽電子事業協会 水野 滋

一般社団法人音楽電子事業協会会員の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたび5月10日に開催されました平成30年度臨時理事会及び第7回通常総会におきまして岩崎前専務理事の後任として専務理事に選任され就任いたしました。

AMEI に席を置き今年で 10 年になりますがこの間 MIDI 検定 1 級試験の創設・公益法人制度改革に伴う一般社団法人への移行・MIDI 誕生から 30 年を向かえ MIDI 規格の IEC 国際標準規格化等様々なテーマに対し AMEI 歴代会長及び役員の皆様と各専門委員会の皆様のご尽力により課題解決に取り組むことが出来ました。AMEI 役員の皆様及び各専門委員会の皆様には感謝申し上げますと共にこれからも同様に尽力いたします様よろしくお願い致します。

そしてこれからも製品安全・環境委員会におきましては電子楽器・電子機器のエネルギー関連製品指令 (ErP 指令) の発効に伴う環境配慮設計への要求や環境基準について様々な国の要求事項への対応が求められ、MIDI 規格委員会におきましては MIDI に求められる新たな進化の為の課題解決への検討が進められており・著作権・ソフト委員会におきましては音楽だけにとどまらず映像や楽譜等についての様々な問題への対応が必要となる等、今後も多くの取り組まなければならないテーマが山積しておりますが、普及委員会・広報委員会を通じて会員各社様への情報共有を行うと共に、AMEI 会員各社様の発展と共通の利益確保の為、微力ではございますが業界発展の一助たるべく尽力してまいりますので皆様方のご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。



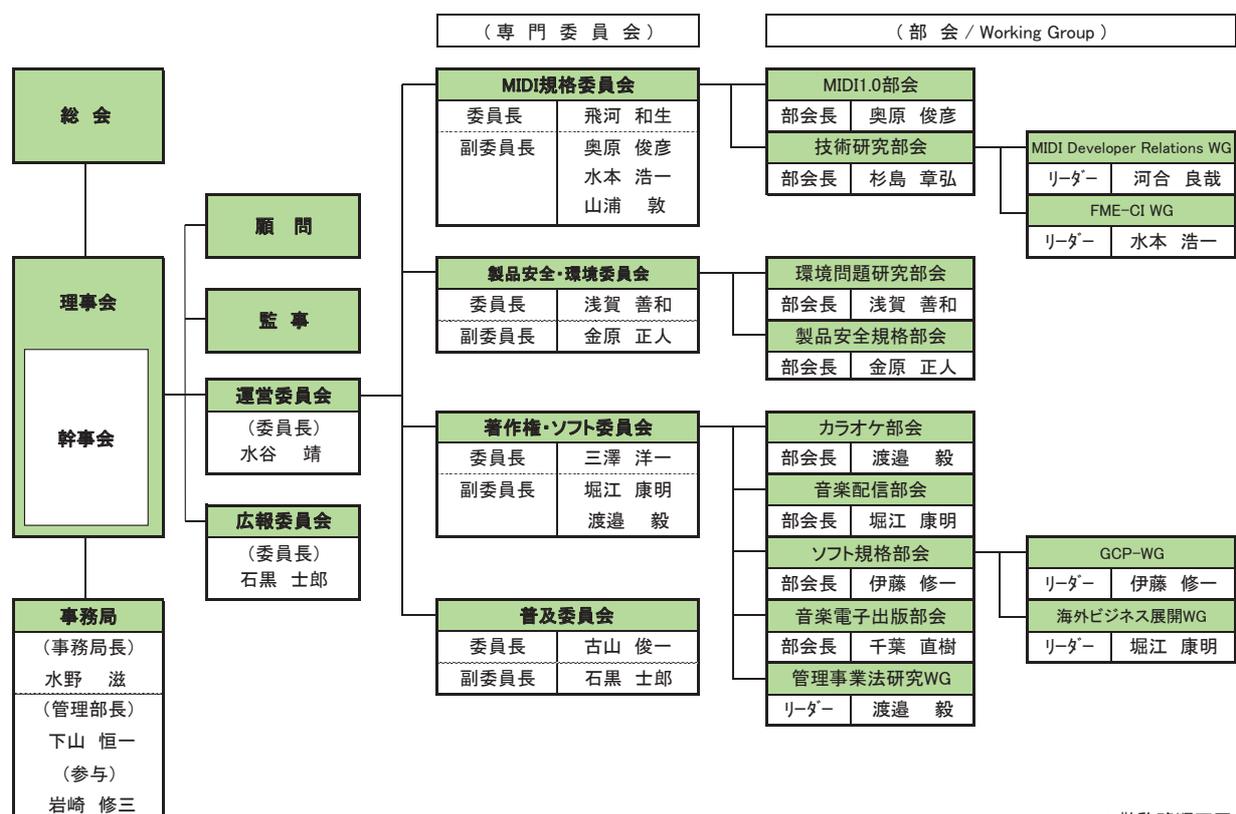
水野 滋

## 平成30年度 一般社団法人音楽電子事業協会役員名簿

理事会 幹事会役職	氏名	会社名	役職
会 長	伊藤 公保	ヤマハ株式会社	執行役員 楽器事業本部長
副 会 長	佐々木 隆一	株式会社東京 MDE	代表取締役社長
◇	柳瀬 和也	ローランド株式会社	取締役
◇	和田 康孝	株式会社第一興商	専務取締役 兼 上席執行役員
専務理事	水野 滋	一般社団法人音楽電子事業協会	専務理事
理 事	岩瀬 広	カシオ計算機株式会社	開発本部 コンシューマ開発統轄部 第二開発部長
◇	小林 誠	株式会社コルグ	執行役員
◇	中西 正人	株式会社フェイス	専務取締役
◇	水谷 靖	株式会社エクシング	取締役
監 事	三木 康司	株式会社シーミュージック	代表取締役
◇	飛河 和生	クリムゾンテクノロジー株式会社	代表取締役
幹 事	鹿島 直道	株式会社ドワンゴ	第一サービス開発本部 副本部長
◇	白壁 依里	Apple Japan 合同会社	政務部部長
◇	鈴木 周司	株式会社鈴木楽器製作所	取締役
◇	須田 直治	株式会社ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス	代表取締役社長
◇	箕輪 匡文	株式会社河合楽器製作所	執行役員
◇	村上 昇	株式会社インターネット	代表取締役
◇	渡辺 省吾	学校法人 尚美学園	副理事長
顧問	日吉 昭夫		

\* 敬称略・50音順（常勤役員は専務理事のみ、他の役員は非常勤です。）

## 平成30年度 一般社団法人音楽電子事業協会組織図



\* 敬称略順不同

# 一般社団法人音楽電子事業協会 平成30年度事業計画 委員会活動(案)

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

## 1 全体

以下各委員会活動は、定款(事業)第4条の各項に準ずるものとする。

## 2 製品安全・環境委員会

### 〈活動方針〉

ふたつの専門部会(製品安全規格部会および環境問題研究部会)での情報交換、法規制からの要求事項に対する解釈のレベルあわせのための活動を継続し、電子電気楽器および関連機器の安全性確保・環境問題への対応推進を図る。

### 〈事業計画〉

「安全規格部会」4月浜松、7月東京、10月浜松、

1月東京 計4回

原則第3木曜日開催を予定。

緊急な審議等、必要のあるときは臨時開催を行うこととする。

「環境研究部会」4月東京、7月浜松、10月東京、

1月浜松 計4回

原則第2火曜日開催を予定。

緊急な審議等、必要のあるときは臨時開催を行うこととする。

### 活動テーマ(情報交換の対象など)

#### 「安全規格部会」

- (1) 安全規格の動向調査
  - ・電気用品安全法省令、解釈及び規格
  - ・国際規格(IEC)
  - ・北米規格(UL, CSA)
  - ・欧州規格(EN)
  - ・中国、韓国、台湾、ユーラシア関税同盟(EAC)、その他各国
- (2) EMC規制に動向調査
  - ・国際規格(CISPR)
  - ・北米規格(FCC, ICES)
  - ・欧州規格(EN)
  - ・中国規格、韓国規格、その他
- (3) その他の動向
  - ・各国の省エネルギー制度
  - ・各国の電波法・無線規制
  - ・PL関連情報

#### 〈参加団体〉

- ・JEITA マルチメディア EMC 専門委員会
- ・JBMA 第108委員会
- ・電気用品調査委員会の電波雑音部会
- ・電気製品認証協議会
- ※電安法への要望の窓口となる参加団体については引き続き調査をする。

#### 「環境問題研究部会」

- (1) 化学物質規制・管理法関連の動向調査及び情報交換
  - ・EU RoHS, EU REACH
  - ・CN RoHS
  - ・US TSCA, Proposition65
  - ・JP PRTR
- (2) 省エネルギー法・規制の動向調査及び情報交換
  - ・EU ErP Lot6/7
  - ・各国待機電力規制
- (3) 廃棄物・リサイクル法関連の動向
  - ・各国 WEEE・容器包装法
- (4) ホルムアルデヒド規制(集成木材)の動向
  - ・US TSCA TitleVI
  - ・追従拡大する各国規制
- (5) その他の動向
  - ・紛争鉱物資源規制
  - ・違法伐採・木材管理法関連

- ・難燃剤規制強化の推移
- ・サプライチェーンにおける情報伝達(chemSHERPAなど)

## 3 MIDI規格委員会

### 〈活動方針: MoT (MIDI of Things) の実現〉

MIDI規格の互換性維持ならびに、他業界も含めた将来のMIDI関連事業の発展を目的とし、音楽や電子楽器に関する技術調査・研究を行い、ネットワークと融合したMIDIの未来に向け、新たな規格審議と標準化を行う。

### 〈活動計画〉

委員会: 1~2回、MIDI1.0部会: メールにての情報交換、技術研究部会/MIDI Developer Relations WG/FME-CI WG: 隔月開催を予定、AMEI/MMA会議、MMA総会参加

### 〈事業計画〉

#### 「MIDI1.0部会」

- ・MIDI規格の保守運用
- ・MMAとのCA/RP締結に関する技術検討と規格審議

#### 「技術研究部会」

- ・次世代プロトコルの策定と、背景となる技術の評価とリサーチ
- ・未来に向けた音楽電子事業に貢献できる環境(Creators' Hub)の検討・運営
- ・新技術/新商品の評価、検討を通して音楽業界のニーズを探る
- ・5pinDIN以外の伝送路におけるMIDI伝送の検討(USB/AVB/Bluetooth等)
- ・イベント共催・参加: 鋭意検討

#### 「MIDI Developer Relations WG」

- ・MIDIに関連する情報発信
- ・MIDIを音楽以外でも使えるプロトコルであることの周知、Developer、ユーザーからの発信を促す活動
- ・DeveloperがMIDIを使ったアプリケーションを発表する、他人と開発して楽しむ場の提供
- ・W3C会員として引き続きWeb MIDI APIの標準化活動に参画

#### 「FME-CI WG」

- ・MMA (MIDI Manufacturers Association) 側のWGとコミュニケーション、議論、規格化推進
- ・WG内でProfile、Propertyの具体的規格を提案。6月までにそれぞれ、最低1本を標準化する。
- ・MIDI-CI 広報活動としてMIDI-CIデモやプレゼンの準備、実施。取材対応、資料提供。
- AMEI参加イベントとしては楽器フェア等を想定。

## 4 著作権・ソフト委員会

### 〈活動方針〉

1. 著作権等管理事業法の制定に伴い発生した問題点を解決すべく関係団体と協力し権利者との協議や文化庁に対する要望を活発に行う。又、様々な変化の中で新しい問題に対し制度疲弊を起していると考えられる部分には、関係省庁、権利者、管理事業者等に積極的に発信していく。
2. 定例会を通じ各部会それぞれが取り組んでいる課題と成果をタイムリーに情報共有しつつ、委員各位の意見を吸収し部会活動に反映させることにより、会員個々の事業の活性化と市場の発展に貢献する。

### 〈活動計画〉

委員会/定例会10回(別紙参照)、音楽配信部会18回、カラオケ部会8回、ソフト規格部会13回、音楽電子出版部会10回、管理事業法研究WG2回

### 〈事業計画〉

音楽コンテンツ事業に係る諸問題を解決し会員の事業の活性化につながるよう、著作権等管理事業者や権利者と協

議・意見交換を行う。

#### 【カラオケ部会】

1. 一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）との使用料規程第10節「業務用通信カラオケ」の改訂に関する継続協議。
  - ・非管理楽曲が使用されている実態を勘案した利用割合に関する協議
  - ・その他、使用料規程の取扱いに関する協議
2. 著作権等管理団体の使用料徴収の一元的集中管理等の検討
3. 株式会社 NexTone との使用料規程の改訂に関する継続協議
4. その他、業務用通信カラオケに関わる案件

#### 【音楽配信部会】

1. 音楽配信に関わる問題点の情報交換・意見交換を著作権・ソフト委員会定例会の場にて実施すると共に、NMRC を通じ管理事業者との協議・関連団体との意見交換に反させる。
2. NMRC 実務 WG を通じて、実務上の問題点解決にむけ、管理事業者、関連団体との意交換を実施する。
3. 音楽配信部会での情報共有、意見の集約を積極的に行う。
4. スマートフォン関連コンテンツのビジネスや著作権について意見交換を積極的に行う。
5. 関連部会や委員会との情報交換を密にし、部会での情報共有を行う

#### 【ソフト規格部会】

1. MIDI 及び音楽関連ソフトウェア事業に関する情報交換、勉強会の実施。インターネットを始めとした新しいメディアにおける音楽電子事業の研究。
  - ・著作権重要判決、紛争例の研究
  - ・クラウドと音楽ビジネスの研究
  - ・AI の動向と楽器への影響に関する研究
  - ・音楽教育を守る会と JASRAC との訴訟動向に関する研究
2. ワーキンググループによる諸問題の討議、検討、規格化と実践
  - ・楽器内蔵コンテンツ等の保護に関する検討WG（GCP-WG）の開催
  - ・海外におけるコンテンツビジネスの現況及び諸課題（著作物利用許諾およびビジネスモデル）を整理、分析するWG（海外ビジネス展開WG）の開催
3. その他、規格に関する問題、課題等の検討（随時）

#### 【音楽電子出版部会】

1. 様々な背景を持つ部会員のニーズに沿った情報の提供と交換
  - ・毎月開催の部会にて都度部会員が話題を持ち寄り、情報交換を行う
2. 電子楽譜出版に関する一般的なサービス想定とビジネス試算、課題解決
  - ・次世代サービスを想定した使用料率に関する著作権管理団体との意見交換と提言
  - ・デジタルコンテンツの輸出入・グローバルビジネスにおける環境整備
3. 市場の健全化に対する提案と啓蒙
  - ・次世代サービスを想定した楽譜配信における使用料率・権利処理
  - ・楽譜に関する権利保護（版面・中古販売）のための啓蒙活動、他

#### 【管理事業法 WG】

- ・著作権等管理事業法に係る諸問題について検討及び解決への取り組みについて研究継続

#### 【委員会共通】

- ・早稲田大学創造理工学部連携講座の実施（秋期）

平成 30 年度 AMEI 著作権・ソフト委員会定例会開催予定表

第 回	開催予定日（案）	開催時間	備考
1	平成 30 年 4 月 12 日	13:30～15:00	
2	平成 30 年 5 月 17 日	13:30～15:00	
3	平成 30 年 6 月 14 日	13:30～15:00	
4	平成 30 年 7 月 12 日	13:30～15:00	
5	平成 30 年 9 月 13 日	13:30～15:00	
6	平成 30 年 10 月 11 日	13:30～15:00	
7	平成 30 年 11 月 8 日	13:30～15:00	
8	平成 30 年 12 月 13 日	15:30～17:00	懇親忘年会
9	平成 31 年 2 月 14 日	13:30～15:00	
10	平成 31 年 3 月 14 日	13:30～15:00	

- \*原則として、委員会は毎月第2木曜日とする。但し、5月については AMEI 総会と重なる為、第3木曜日（5月17日）に開催。
- \*1月及び8月は原則開催しないが、前々月までの活動状況に応じて必要であれば開催する
- \*会場は、主に AMEI 会議室（水道橋）とする

## 5 普及委員会

#### 活動計画

AMEI メディアコンテンツ委員会・事業委員会・MIDI 検定委員会は、MIDI 規格の正しい理解と普及を目的として、3つの委員会を統合し、教育（MIDI 検定の実施継続）・普及（MIDI 規格委員会との連携によるイベント等の実施）について、各委員会と連携し、計画・提案を行う。

#### 【MIDI 検定事業】

- 6月開催：平成30年度活動内容の確認と対策
- 11月開催：平成30年度 MIDI 検定3級、2級1次筆記試験の応募状況と2級2次対策

1. 平成30年度 MIDI 検定試験
  - 「第10回 MIDI 検定1級試験」 8月実施
  - 「第21回 MIDI 検定3級試験」 12月実施
  - 「第20回 MIDI 検定2級1次（筆記）試験」 12月実施
  - 「第20回 MIDI 検定2級2次試験」 平成31年2月実施
2. 平成30年度指導者認定講座
  - 「MIDI 検定4級指導者認定講座」を5月に開催
  - 「MIDI 検定3級指導者認定講座」を7月に開催
  - 「MIDI 検定2級指導者認定講座」を9月に開催

#### 【イベント事業】

MIDI 規格委員会と連携して、MIDI の普及イベントの計画立案を行う。

## 6 広報委員会

#### 活動計画

- ・会報「AMEI News」編集会議 3回
- ・セキュリティ強化対策の検討会議 1回

#### 事業計画

1. 会報『AMEI News』の発行（事務局との連携により推進）
  - ・年3回（4月、8月、12月予定）ホームページへのPDF ファイルの掲載
2. ホームページの充実（事務局との連携により推進）
3. セキュリティ強化対策の検討の実施（事務局との連携により推進）
  - ・個人情報保護対策の強化検討
  - ・サーバーのサステナビリティ検討

# 欧州 ErP 指令について

製品安全・環境委員会 環境問題研究部会 片岡 茂樹

欧州 ErP 指令の ErP は、Energy related Products (エネルギー関連製品) の略で、エネルギー関連製品のエコデザイン (環境配慮設計) の要求事項の枠組を定めた欧州指令として、2009 年に発効しています。枠組み指令ですので、各製品共通に要求される適合宣言や CE マーキング (図 1) 以外の具体的な対象製品や基準値は盛り込まれず、製品毎の実施措置と呼ばれる各規則において示されることとなっています。一方、EuP 指令は、ErP 指令の前身で、EuP は Energy using Products (エネルギー使用製品) の略であり、2005 年に発効しました。EuP 指令では、エネルギーを直接消費する製品のみを対象としていましたが、ErP 指令では、窓枠、断熱材、又はシャワーヘッド、蛇口等の直接エネルギーを消費しなくてもその性能が間接的にエネルギー消費に影響する製品まで対象を拡大しています。

では、どのような製品が実施措置として制定されているのかを表 1 に示します。この中で、電子楽器が対象となり得る実施規則は、「外部電源装置」と「家庭用及びオフィス用機器の待機電力」で、これらの実施規則の概要について以下説明します。

まず「家庭用及びオフィス用機器の待機電力」の実施規則は、家庭用及びオフィス用機器の待機時 (スタンバイモード及びオフモード) の電力消費値、及び装備 (スタンバイ又はオフモード、電力マネジメント) を要求することで、無駄な電力消費を削減しようとする製品横断的な規則です。表 2 の

ように 2010 年から 2 段階に基準が制定されました。発効当時は待機電力規制としては世界で最も厳しい電力消費基準及び世界初の電力マネジメント要求により産業界に衝撃を与えました。後にネットワーク待機時の電力消費基準が表 3 のように 2015 年から 3 段階で追加されましたが、ネットワーク待機時の電力消費基準の規制も世界初の要求でした。

次に「外部電源装置」の実施規則ですが、家庭用及びオフィス用機器に使用される外部電源装置を対象として、表 4 のように 2010 年から 2 段階で基準が制定されました。2011 年の第 2 段階の要求は、発効当時世界で最も厳しい基準でしたが、その後米国連邦法改正により米国の要求が最も厳しくなりましたが、本実施規則も更なる基準の厳格化を検討しています。

上述したように、待機電力規制は新しい規制となり要求事項の解釈が難しく、AMEI 製品安全・環境委員会では、2009 年 12 月に「欧州 EuP 指令ガイドライン」(図 2) を発行して会員各社の解釈の手助けに努めてきました。なお、その後の規則改定に対応するため、現在ガイドラインの改定を検討しております。

一方、欧州委員会では、EuP 指令へ現在のエネルギー使用量の要求のみならず、リサイクル性等製品ライフサイクルを考慮したエコデザイン要求追加を検討しております。AMEI 製品安全・環境委員会では、この動向にも注目し、会員各社への情報提供に努めていきたいと考えています。

表 1 ErP 指令実施規則対象製品 (2018年8月時点で決定されたもの)

対象製品	規則番号	規則の決定日
エアコンディショナ及びファン	(EU) No 206/2012	2012年6月25日
断熱及び冷却器具	(EU) 2016/2281	2016年11月30日
サーキュレータ	(EU) No 622/2012	2012年7月11日
コンピュータ	(EU) No 617/2013	2013年6月26日
家庭用調理器具	(EU) No 66/2014	2014年1月14日
電気モータ	(EU) No 4/2014	2014年1月6日
外部電源装置	(EC) No 278/2009	2009年4月6日
家庭用食洗機	(EU) No 1016/2010	2010年11月10日
家庭用乾燥機	(EU) No 932/2012	2012年10月3日
家庭用洗濯機	(EU) No 1015/2010	2010年11月10日
工業用ファン	(EU) No 327/2011	2011年3月30日
家庭用及び商業用照明器具	(EU) 2015/1428	2015年8月25日
小形暖房器具	(EU) 2015/1188	2015年4月28日
ヒータ及び水熱器具	(EU) No 813/2013	2013年8月2日
パワートランスフォーマ	(EU) No 548/2014	2014年5月21日
工業用冷蔵庫	(EU) 2015/1095	2015年5月5日
冷蔵庫及び冷凍庫	(EC) No 643/2009	2009年7月22日
シンプルセットトップボックス	(EC) No 107/2009	2009年2月4日
固形燃料ボイラ	(EU) 2015/1189	2015年4月28日
家庭用及びオフィス用機器の待機電力	(EC) No 1275/2008	2008年12月17日
テレビ	(EC) No 642/2009	2009年7月22日
掃除機	(EU) No 666/2013	2013年7月8日
換気装置	(EU) No 1253/2014	2014年7月7日
ウォーターポンプ	(EU) No 547/2012	2012年6月25日

表2 待機電力基準(初期)

実施時期		2010年1月7日以降	2013年1月7日以降
オフモード消費電力		1.00W以下	0.50W以下
スタンバイモード電力消費	再起動機能のみ	1.00W以下	0.50W以下
	情報やステータス表示時	2.00W以下	1.00W以下
スタンバイ又はオフモードの装備 電力マネジメントの装備		意図した使用にとって不適切でない限り必要	

表3 待機電力基準(ネットワーク待機時基準追加後)

実施時期	2015/1/1 以降	2017/1/1 以降	2019/1/1 以降
HiNA 機器及び HiNA 機能を備えた機器	12.0W 以下	8.00W 以下	8.00W 以下
その他の機器	6.00W 以下	3.00W 以下	2.00W 以下
無線ネットワークポートの無効化	単一の無線のみ有効な場合は不要		
ネットワーク待機時の電力マネジメント	意図した使用にとって不適切でない限り必要		

表4 外部電源装置のエネルギー効率基準

1) 2010年4月27日以降

	無負荷時消費電力	平均動作効率
$P_0 \leq 1.0W$	0.50W	$0.500 \times P_0$
$1.0W < P_0 \leq 51.0W$		$0.090 \times \ln(P_0) + 0.500$
$P_0 > 51.0W$		0.850

2) 2011年4月27日以降

①無負荷時消費電力

	AC-AC (低電圧除く)	AC-DC (低電圧除く)	低電圧外部電源装置
$P_0 \leq 51.0W$	0.50W	0.30W	0.30W
$P_0 > 51.0W$	0.50W	0.50W	n/a

②平均動作効率

	AC-AC、AC-DC (低電圧除く)	低電圧外部電源装置
$P_0 \leq 1.0W$	$0.480 \times P_0 + 0.140$	$0.497 \times P_0 + 0.067$
$1.0W < P_0 \leq 51.0W$	$0.063 \times \ln(P_0) + 0.622$	$0.075 \times \ln(P_0) + 0.561$
$P_0 > 51.0W$	0.870	0.860

図1 CEマーキングの要求(ErP指令より)

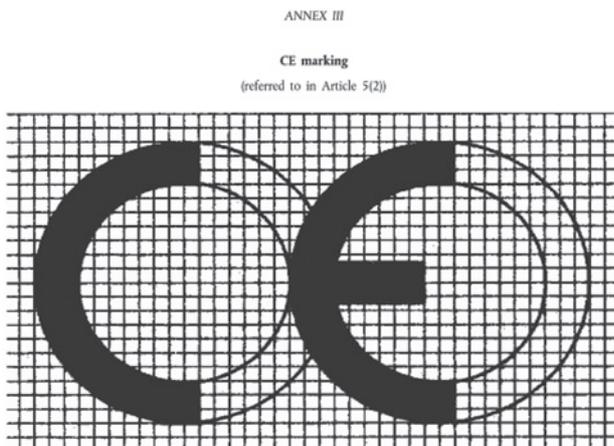


図2 AMEI「EuPガイドライン」の表紙



